



# 就学後の子育て

## 児童館・児童室・児童センター

地域における子育て支援を行うとともに、年齢の違う子どもたちや地域の大人との様々な活動を通し、交流の輪を広げていく子どもたちの拠点となることを目的としています。

対象児童 利用方法	すべての児童(満18歳まで) <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご利用の際は、緊急時の連絡先等をお知らせいただいています。</li> <li>●就学前の児童も、保護者と一緒に遊んだり、児童館母親クラブ、子育てサークルの活動の場としても利用できます。</li> </ul> ※平日の午後は小学生と一緒にご利用になります。また、土曜日や長期休暇などの学校休校日は朝から小学生と一緒にご利用となり、混雑が予想されます。	
詳しい 情報	市ホームページ>子ども・教育>子育て支援>放課後の子どもの居場所>児童館・児童室・児童センター	

## 放課後児童会

**関** 青森地区:福祉部 子育て支援課 ☎017-734-5348 浪岡地区:浪岡振興部 健康福祉課 ☎0172-62-1113

家庭の代わりとなる放課後の居場所を提供し、遊びを主とする集団生活を通じて、児童の健全育成を図ることを目的としています。

対象児童	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生	
開設場所	市内50か所(36小学校区)	
詳しい 情報	市ホームページ>子ども・教育>子育て支援>放課後の子どもの居場所>放課後児童会	

## 放課後等デイサービス

**関** 福祉部 障がい者支援課 ☎017-734-5327

就学している障がいのあるお子さんに、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

対象児童	就学児	
詳しい 情報	障害児通所支援事業所一覧 市ホームページ>福祉・健康>福祉>障がい福祉>障がい者福祉施設等>障がいのある児童のための施設 ※申請方法等については、P25<申請方法・サービス利用までの流れ>をご覧ください。	

## 就学援助制度

**関** 教育委員会 ・学務課 ☎017-718-1414 ・浪岡教育課 ☎0172-62-3003

経済的理由で、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者(市民税が非課税の方、児童扶養手当を受けている方、世帯の総収入額が少なくお困りの方など)に対し、学用品費等や医療費などを援助しています。申請はお子さんが就学する各小・中学校で行っています。

## 就学後の相談機関について

P24<教育・就学に関する相談を受けたい方へ>をご覧ください。